

報道機関 各位

令和8年2月27日(金) 発 信
人事行政課

職員の処分について

令和8年2月27日付けで、本市職員に対する懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

1 処分内容等

療養休暇中における信用失墜行為及び管理監督責任に対する処分について	
処分の程度	懲戒処分として停職2月
処分日	令和8年2月27日
処分権者	龍ヶ崎市長
被処分者	総務部 防災安全課 主事(20代女性)
処分に至った 事案の概要	当該職員は、令和7年12月16日に自宅安静との医師の診断を受け、同日より令和8年3月まで療養休暇を取得しました。 復職に向け療養に専念し、疾病の回復に努める必要があるにもかかわらず、療養休暇中に県外の観光先での飲酒の様子を含む当該職員の顔を映した画像を SNS に投稿するなど、療養の範囲を逸脱すると認められる行為が複数回あり、地方公務員法に定める信用失墜行為の禁止に違反することから処分に至りました。
備考	当該職員からは退職届が提出され、令和8年2月28日付で退職(依願退職)となります。 また、管理監督責任として、当該職員から外出の相談を受けていた防災安全課の課長補佐を嚴重注意としました。

2 市長コメント

今回の職員の不祥事により、本市の信頼を損ないましたことを、市民の皆様及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。今回の事案を重く受け止め、職員教育を一層強化するとともに、信頼回復に向け職員一丸となって綱紀粛正の徹底を図ってまいります。

龍ヶ崎市長 萩原 勇

本件に関する問い合わせ先

龍ヶ崎市 総務部 人事行政課 担当:藤平、高阿田(ふじひら、たかあだ)
連絡先:0297-60-1512(直通)